

10 登記は宗教法人の実体を正確に表していますか。

登記とは、一定の事項を公開された公簿に記載することによって、第三者に対してもその権利の内容を明らかにし、取引の安全と円滑とを図ろうとするものです。このような制度を登記制度といいます。登記には、権利義務の主体すなわち法人格に関するものと、権利の客体すなわち財産に関するものがあります。

第八条 宗教法人は、第七章第一節の規定により登記しなければならない事項については、登記に因り効力を生ずる事項を除く外、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

法人登記

宗教法人の存在、組織、財産関係の状況等を一定の帳簿（登記簿）に記載して公示し、いつでも一般に公開すること（閲覧、謄抄本の交付）を目的としています。

宗教法人において、このような登記が必要とされるのは、宗教法人が法律関係の主体となり、法律上の行為を行う場合、誰が宗教法人を代表し、財産状況は現在どうなっているか等の事項を、第三者に対しても、法人の構成員その他利害関係人に対しても明らかにする必要があるからです。

なお、宗教法人は、所轄庁から規則の認証を得て、その主たる事務所の所在地に次のような事項を登記することによって成立します。

- ※① 目的（事業を行う場合は、その事業の種類を含む。）
- ※② 名称
- ※③ 事務所の所在場所
- ※④ 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人、非宗教法人の別
- ⑤ 基本財産がある場合には、その総額
- ⑥ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ※⑦ 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る財産処分行為に関する事項を定めた場合には、その事項
- ※⑧ 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由
- ※⑨ 公告の方法

前記の登記事項に変更が生じたら、変更の登記（※印については規則変更の認証が必要）をし、遅滞なく登記事項証明書を添えて所轄庁に届け出なければなりません。

特に、代表役員（代務者を含む。）が変更（再任も含む。）になっているにもかかわらずそのまま放置されていて取引の相手側に損害を与えた場合など損害を賠償する責任が生じてきますから、注意してください。

第九条 宗教法人は、第七章の規定による登記（所轄庁の囑託によつてする登記を除く。）をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

第五十二条

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的（第六条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。）
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別
- 五 基本財産がある場合には、その総額
- 六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 七 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第二十三条第一号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項
- 八 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由
- 九 公告の方法

第五十五条 第五十二条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

不動産登記

土地や建物を購入するとき、誰もが登記簿を見るように、不動産の取引で登記が一番大切なことです。宗教法人も不動産の売買等権利の変動のつど、登記を怠らないようにしましょう。

なお、宗教法人の所有に係る礼拝の用に供する建物及びその敷地については、その旨の登記をすることによって、特別の場合を除き、私法上の金銭債務のための差押えを免れることができます。

第六十六条 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地については、当該不動産が当該宗教法人において礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をすることができる。

2 敷地に関する前項の規定による登記は、その上に存する建物について同項の規定による登記がある場合に限りすることができる。

第八十三条 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地で、第七章第二節の定めるところにより礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をしたものは、不動産の先取特権、抵当権又は質権の実行のためにする場合及び破産手続開始の決定があつた場合を除くほか、その登記後に原因を生じた私法上の金銭債権のために差し押さえることができない。